

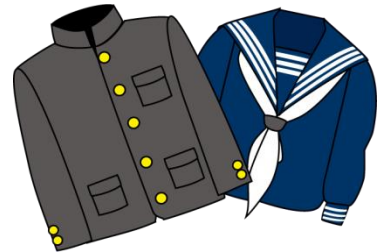
就学援助（入学準備金）の入学前支給のお知らせ

いわき市では、経済的な理由により、お子さんを市立の小・中学校へ就学させるのが困難と認められる方へ、学校で必要とされる費用の一部を支援する「就学援助制度」を実施しています。

この制度により、新入学に伴う学用品等の準備に係る経費（新入学学用品費）を“入学準備金”として、ご入学前に支給しております。

入学準備金の入学前支給を希望される方は、申請書及び必要書類をお通いの小学校へ提出してください。なお、ご不明な点などがある場合は、電話等によりお気軽にご相談ください。

入学準備金の入学前支給を受けることができる方



次の（１）及び（２）の要件に該当し、かつ（３）のいずれかの要件を満たす方

- （１） 令和8年1月1日現在でいわき市に居住している方
(令和8年度入学式より前にいわき市外に転出される方を除く)
- （２） お子様が令和8年4月にいわき市立の中学校に入学予定の方（私立学校等は対象外です。）
- （３） ①小学6年生で令和8年1月1日現在、**就学援助制度（被災を含む）の認定を受けている方**
⇒申請手続きは**不要**です。
②3ページのいずれかの要件に該当し、かつ**経済的理由により就学困難な状況であると認められる方**
⇒申請手続きが**必要**です。

【注意】次の①～③のいずれかに該当する場合は、入学準備金の入学前支給の対象にはなりません。

- ① 令和8年度入学式より前にいわき市外に転出される場合
- ② 令和8年4月にいわき市立の中学校に入学されない場合
- ③ 生活保護を受給している場合（入学準備金は生活保護から支給されます）

※ 上記に該当し、入学準備金の入学前支給を受けたときは、返還していただくことになりますので、該当する可能性がある場合は、申請を行わないでください。

申請手続き

○申請に必要な書類

【注意】これらの書類の提出はすべて必須のものであり、書類の不備があった場合は受け付けができませんので、ご了承ください。

- （１） 申請書
- （２） 世帯全員及び同居者全員（学生または18歳以下の者を除く）の令和6年分の**所得額が確認できる書類** ⇒ 「令和7年度（令和6年分） 市民税県民税所得額課税額証明書」又は「令和6年分源泉徴収票の写し（年末調整をしているものに限り）」又は「確定申告書控の写し」
※ 複数箇所から収入がある場合は、「令和7年度（令和6年分） 市民税県民税所得額課税額証明書 又は「確定申告書控の写し」を添付してください。
※ 課税（非課税）証明書では、書類不備となり受理できませんのでご注意ください。
※ 障害者年金や遺族年金を受給されている方がいる場合は、その証明書の写しも添付してください。
- （２） 3ページの就学援助の申請要件に応じた添付書類

○申請書類の提出先………**お子さんが現在お通いの小学校**

※ 小学校と中学校それぞれに入学予定の兄弟がいる場合は、4ページの「Q & A」をご覧ください。

○申請書類の提出期限………**令和8年1月7日（水）まで**

※ 提出期限を過ぎると、入学前に支給できない場合があります。

支給額・支給時期等

○**支給額** : 63,000円

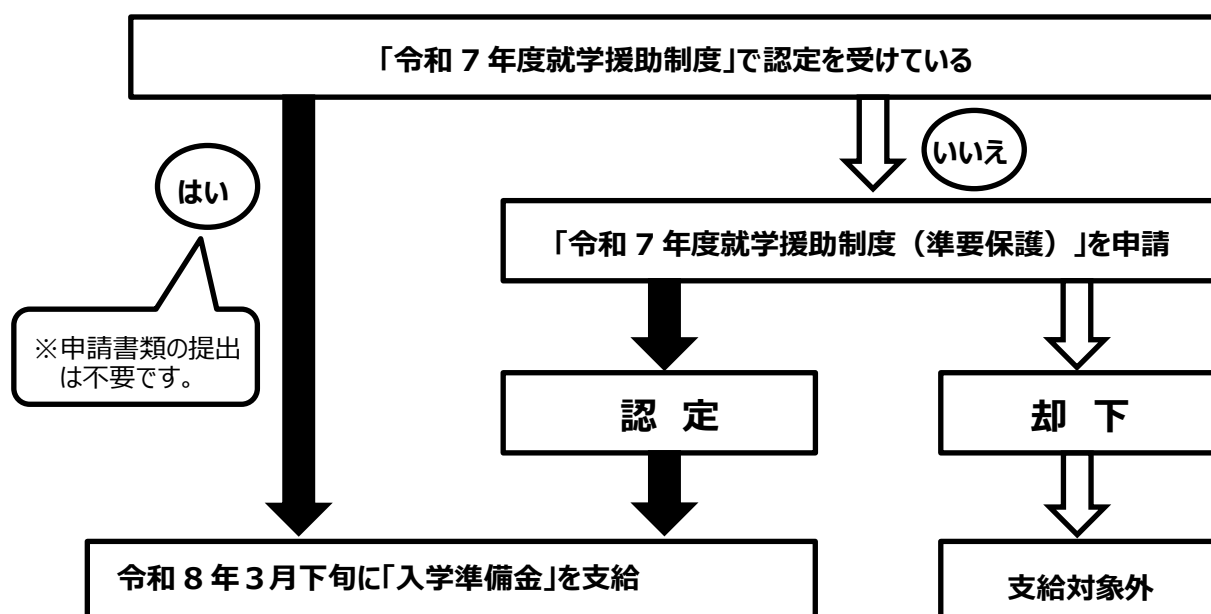
○**支給時期** : 令和8年3月下旬予定（審査の状況等によっては前後しますので、ご了承ください。詳細な日程については、後日学校を通して通知させていただきます。）

○**支給方法** : 申請時にご指定頂いた口座にお振込み致します。

注意事項

- (1) 学校に提出していただいた書類は、すべて教育委員会学校教育課で一件ずつ審査いたします。申請した方全員が必ず援助を受けられるとは限りません。審査結果は後日保護者様宛にお知らせします。（お知らせは令和8年3月上旬ごろを予定していますが、時期は前後する場合がありますので、ご了承ください。）
- (2) 今回の入学準備金の支給を受けた場合でも、令和8年度に学用品費などの費目の就学援助を希望する場合には、ご入学後に別途申請していただく必要があります。（「令和8年度就学援助制度」のお知らせは2月頃を予定しております。なお、今回就学援助（入学準備金）が認定となった場合、申請時期に応じて令和7年度の就学援助費（学用品費など）も支給します。
- (3) 入学準備金の審査で用いる基準は「令和7年度就学援助制度」の基準となります。令和8年度の就学援助費（学用品費など）の認定については、別途申請を頂いたうえで、令和8年度の基準で審査を行います。したがって、審査結果が異なることがありますのでご了承ください。
- (4) 入学準備金の入学前支給の申請をされない方や、審査の結果で却下となった方でも、入学後に令和8年度の就学援助を申請し、4月からの認定となった場合は、入学後（7月頃）に新入学学用品費として同額の費用を他の費目と合わせて支給します。（5月以降の認定の場合は、新入学学用品費は支給されません。）
- (5) 今回の入学準備金の支給を受けた方は、「令和8年度就学援助制度」の「新入学学用品費」は対象となりません。
- (6) 令和8年1月1日現在、「令和7年度就学援助制度」で認定を受けている方は、改めて申請手続きが必要なく入学準備金が支給されますが、学年末までにいわき市外に転出される場合や、いわき市立の中学校に入学されない場合は、お通りの小学校へご連絡ください。

入学準備金支給までの流れ



※ 上記スケジュールは現時点での予定となります。

申請要件と添付書類

★ 令和 7 年度に次の(1)～ (10) の申請要件のいずれかに該当される保護者の方で、支給を希望される方。

※ このお知らせの 1 ページ【申請手続き】⇒「申請に必要な書類（１）（２）」のほか、次の書類が必要
です。

申請要件 (保護者の方がいずれかの要件に該当する場合)	世帯の所得が確認できる書類と一緒に 申請書への添付が必要な書類
(1) 生活保護が廃止となった方	(世帯の所得が確認できる書類のみ)
(2) 母子・父子家庭または障害者で、前年の所得が 135 万円以下で市民税が非課税の方	市民税・県民税非課税証明書の原本 ※ ただし、所得が確認できる書類に「市民税県民税所得 額課税額証明書」を提出される方はそれだけで結構で す。
(3) 特別の事情によって市民税が減免された方	市民税減免決定通知書の写し
(4) 特別の事情によって個人事業税が減免された方	個人事業税減免承認通知書の写し
(5) 特別の事情によって固定資産税が減免された方	固定資産税減免通知書の写し
(6) 国民年金の掛金の減免、国民健康保険の保険税 の減免又は徴収の猶予が認められた方	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し
(7) 児童扶養手当の支給を受けている方 ※ 特別児童扶養手当ではありません。	児童扶養手当証書の写し
(8) 生活福祉資金の貸付決定を受けた方	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
(9) 職業安定所登録の日雇労働者の方	雇用保険日雇労働被保険者手帳の写し
(10) その他特別な理由で、経済的にお子さんを就学さ せることが困難な方	(世帯の所得が確認できる書類のみ)

※ 上記(5)及び(6)について、東日本大震災及び令和元年東日本台風による減免は除きます。

申請に関するQ & A

Q1.

入学準備金が入学前に支給されたら、令和 8 年度の就学援助（学用品・給食費等）も自動的に支給してもらえますか？

A.

入学前支給と令和 8 年度の就学援助は、審査基準が異なるため、入学後に別途申請が必要です。（「令和 8 年度就学援助制度」のお知らせは 2 月頃を予定しております）

Q2.

入学前に市外へ引っ越す予定です。入学準備金の入学前支給を申請できますか？

A.

市外の小・中学校へ入学予定の方は対象外のため、申請はできません。

万が一、申請後または支給後、令和 8 年 3 月末日以前にいわき市外へ転出した場合は、至急、学校教育課までご連絡ください。

Q3.

小学校と中学校それぞれに入学予定の兄弟がいますが、どちらも入学準備金の入学前支給を受けたい場合、どのように申請すればよいですか？

A.

どちらも入学前支給を希望する場合は、新小学生分は指定学区の小学校へ、新中学生分は現在お通いの小学校へ提出してください。その際、どちらかの添付書類はコピーで結構です。

なお、小学 6 年生で令和 8 年 1 月 1 日時点において既に令和 7 年度就学援助の認定を受けている場合は、新小学生分のみ提出してください。

Q4.

住民票上世帯分離している祖父母と同居しています。祖父母の所得証明も必要ですか？

A.

必要です。世帯分離している場合でも、同一建物に同居している場合は、生計同一とみなさせていただきますので、同居の方全員（学生や 18 歳以下の者を除く）について、所得額が確認できる書類が必要です。

なお、生計は同一であるが単身赴任等で住居を別にしている方も同様です。

Q5.

市県民税の未申告等の事情により、所得額が確認できる書類を提出できない場合、どうすればよいでしょうか？

A.

所得額の確認は必ず必要となりますので、市県民税の申告をしていただくか、源泉徴収票（年末調整をしているもの）の写しをご提出ください。

無職・無収入の方でも、所得額を確認する書類は必要となります。

Q6.

児童扶養手当証書を紛失してしまいました。申請できますか？

A.

各地区保健福祉センターで、児童扶養手当受給者証の再交付手続きをし、再発行された証書のコピーをご提出ください。

【お問い合わせ先】

いわき市教育委員会学校教育課（22-1123）